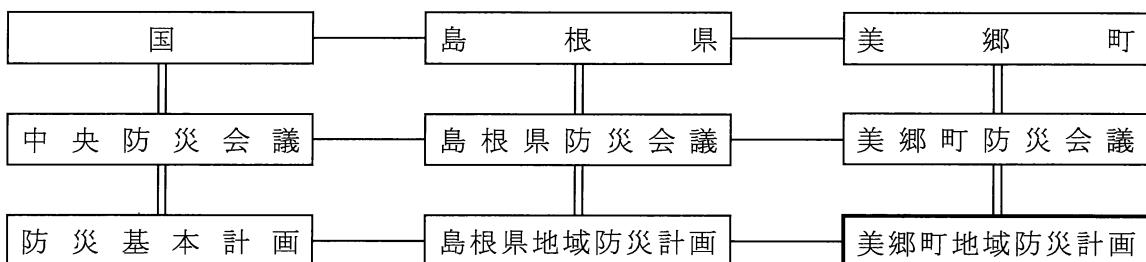

第1編 總則

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

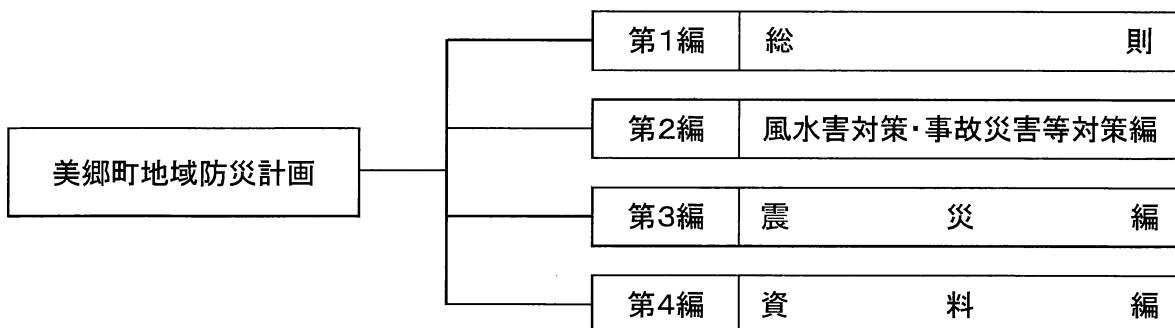
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美郷町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を發揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目的とする。

【国、県及び美郷町の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策・事故災害等対策編、第3編を震災編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第4編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

また、国や県から町に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計

画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

5 計画の運用・習熟

町は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

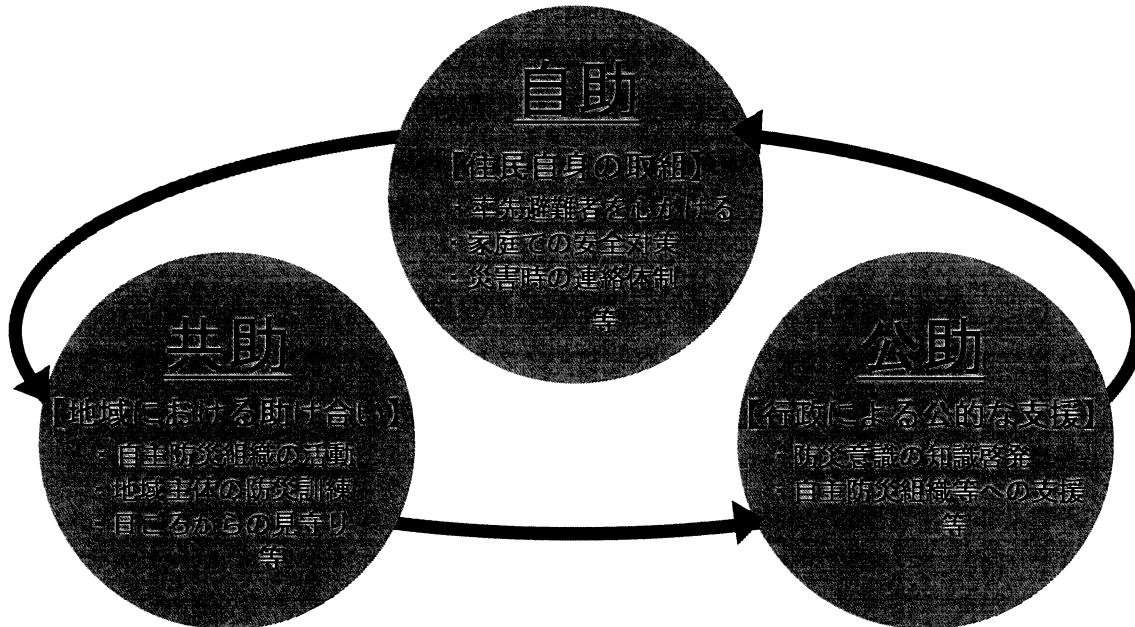
第2節 防災の基本方針

本町は、平成16年10月に邑智町と大和村が合併して誕生したが、旧2町村では、度重なる江の川の増水による水害や集中豪雨に伴う災害等が発生しており、住民の暮らしに深刻な被害を及ぼしてきた。

これまで住民の生命と財産を守るため、治山・治水及び土砂災害対策事業の推進や防災体制の充実により、地域防災力の強化が図られてきたが、今後も住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、町も住民の自助・共助による自主防災活動を後押しし、災害に強いまちづくりを積極的に推進することが求められている。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。

さらに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えるものとする。



1 現状と課題

(1) 防災対策

江の川の増水や豪雨に伴う河川の氾濫、がけ崩れなどに対して、堤防の構築や河川情報システムなどの災害情報通信網の整備等、様々な治山・治水対策を進めてきた。しかしながら、

依然として無堤防地区や急傾斜地等の危険箇所があることから、さらなる治山・治水対策が急務となっている。

また、森林や農地の荒廃に伴いかけ崩れや土砂災害の危険性が高まっていることから、危険箇所の調査を実施するなど、安全性確保に向けて適切な対応をしていく必要がある。

さらに、東日本大震災が東北各地に甚大な被害を及ぼしたことや、阪神・淡路大震災や鳥取西部地震、芸予地震など西日本地域で地震が多発していることで住民不安が高まっており、万一に備えた地域防災計画の策定や非常時対応マニュアルの作成、食料や生活用品の備蓄等の対策が求められている。

(2) 消防体制

常備消防として江津邑智消防組合と各地域の非常備消防団との連携で構成している。常備消防は、施設設備の高度化と職員体制の充実を図ってきているが、非常備消防は設備の老朽化と団員の高齢化が進んでいる。

年々人員の確保が難しくなってきており、住民の安全な暮らしを守るために、今後も安定した人員を確保していくとともに、地区婦人防火クラブ、自治会、消防署等と協力し、町全体の防火意識啓発にも努めていく必要がある。

2 施策の方向

(1) 防災体制の強化

防災の強化については、最新の科学的知見を総動員し、計画的な治山・治水工事や防災設備の整備を進めるとともに、住民の貴重な生命や財産を守るため、平時における防災意識の高揚、初動体制の確立、的確な防災情報の伝達や防災知識の普及、地域防災力の強化を図り、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを積極的に推進することが求められている。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

さらに、災害の規模によってはハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。

この他、企業・組織の事業継続に向けた事業継続計画の作成、保険制度の周知、相互支援の取組等も推進していく。

(2) 消防体制の強化・充実

また、消防体制については、常備消防と非常備消防の相互応援体制によって、消防機動力の強化、設備の充実などの消防体制の整備を図るとともに、住民の防火意識の高揚と若手消防団員の確保が必要である。

主要施策	主要事業	事業概要
治山・治水及び土砂災害対策の強化	治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 江の川流域の治水対策としての河川事業の推進
	治山事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 荒廃山地、荒廃危険山地等の復旧・整備のための山地治山事業の推進 山地災害危険地の集中した地域や水土保全機能が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等の水土保全治山事業の推進
	土砂災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 砂防事業の推進 地すべり対策事業の推進 急傾斜地崩壊対策事業の推進
防災対策の強化	防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画による防災、水防、震災対策の確立 災害危険箇所や避難場所等の防災情報の周知 緊急時の情報伝達手段の確保と救助体制の確立 防災知識の普及と防災意識の啓発 災害時要援護者対策の推進 防災に配慮した計画的な土地利用 多様な視点に配慮した防災対策の推進
消防・防災体制の充実	消防・防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策の充実に向けた防災センターの整備 江津邑智消防組合との機能強化と体制充実の促進 消防車両や防火施設等の計画的な整備

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、美郷町並びに島根県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し、処理すべき事務又は業務を示す。

1 町

処理すべき事務又は業務の大綱
<ul style="list-style-type: none"> ・町防災会議に関する事務 ・町の地域に係る災害応急対策の実施 ・町の管理に属する施設の災害復旧

2 消防

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
江津邑智消防組合 (川本消防署・邑智出張所・大和出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する予防、防御と拡大防止対策 ・消防機材の整備充実と訓練の実施 ・災害時における人命救助対策 ・災害時における危険物の災害防止対策

3 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県防災会議に関する事務 ・島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 ・災害応急対策の実施 ・県の管理に属する施設の災害復旧 ・土砂災害予警報の発表と伝達
島根県警察本部 川本警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・伝達 ・被害実態の早期把握 ・避難誘導及び救出・救護 ・緊急交通路の確保 ・行方不明者の捜索及び検視 ・被災地における社会秩序の維持 ・地域安全活動 ・広報及び各種相談の受理

- | | |
|--|--------------------|
| | ・関係機関の活動に対する支援及び協力 |
|--|--------------------|

4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
農林水産省 中国四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地農業用施設等の防護に関すること。 ・農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること。 ・農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること。 ・農地、農業用施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握 ・農地、農業用施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業に関すること。 ・被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫の資金等の融資に関すること。 ・主要食糧の供給に関すること。
林野庁 近畿中国森林管理局 (島根森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 ・国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 ・災害対策に必要な木材の供給
気象庁大阪管区気象台 (松江地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象等予報及び警報の発表と伝達 ・国土交通大臣又は島根県知事と気象庁長官が指定した河川における洪水予報の発表伝達
中国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・非常無線通信の確保（電波法第74条参照） ・非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第8条参照） ・災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請
厚生労働省 島根労働局 (川本公共職業安定所) (浜田労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業災害防止についての監督指導 ・被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 ・被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 ・災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職へのあっせんの実施 ・雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業主に対する特別措置等の実施
国 土 交 通 省 中 国 地 方 整 備 局 (浜田河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 ・地方公共等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 ・国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言 ・国土交通省所掌事務に係わる災害に関する情報の収集及び伝達 ・洪水予報及び水防警報の発表及び伝達

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊出雲駐屯地 第13偵察隊	<ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 糸 涼 郵 便 局 浜 原 郵 便 局 吾 郷 郵 便 局 君 谷 郵 便 局 都 賀 郵 便 局 都 賀 行 郵 便 局	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ・被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 ・為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い ・簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 ・被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
西 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道による緊急輸送の確保 ・鉄道の安全管理及び事故対策
西 日 本 電 信 電 話 (株) (島根支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の防災管理及び応急復旧 ・緊急を要する電報及び電話通話の取扱い
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国 (島根支店) KDDI (au中国支社) ソフトバンク モバイル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の防災管理及び応急復旧
日 本 赤 十 字 社 (島根県支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、助産等救助保護の実施 ・災害救助等のボランティアの連絡調整 ・義援金品の募集及び配分
日本放送協会 (松江放送局) 及び県内民間放送機関	<ul style="list-style-type: none"> ・気象等予警報の放送 ・災害応急対策等の周知徹底

① 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

	・その他災害に関する広報活動
中 国 電 力 (株)	・ダム施設等の防災管理及び災害復旧 ・電力供給の確保
日 本 通 運 (株)	・陸路による緊急輸送の確保
石 見 交 通 (株)	・陸路による緊急輸送の確保 ・運航車両等の安全管理及び事故対策
島 根 県 医 師 会	・災害時における医療救護活動の実施
島 根 県 看 護 協 会	・災害時における医療救護活動の実施
島根県エルピーガス協会	・エルピーガス施設の防災管理と災害復旧 ・エルピーガスの供給
島 根 県 ト ラ ッ ク 協 会	・陸路による緊急輸送の確保

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
J A し ま ね 島根おおち支部	・共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ・被災組合員に対する融資又はあっせん ・災害時の金融上の措置
邑智郡森林組合	・共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ・被災組合員に対する融資又はあっせん ・無線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力
美郷町商工会	・物価安定についての協力、徹底 ・救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
一般運輸業者	・緊急輸送に対する協力
社会福祉協議会	・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
社会福祉施設経営者 金 融 機 関	・被災者の保護についての協力 ・被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
危険物関係施設管理者	・危険物の保安措置

8 住民及び事業所

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

基　本　的　責　務	
住　民	<p>「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、日頃から自主的に風水害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。</p> <p>また、住民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び町が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>
事業所	事業所の事業者（管理者）は、県、町及び防災関係機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第4節 美郷町の地勢、災害記録等

1 地 勢

本町は、島根県のほぼ中央部に位置し、町域内を中国地方随一の江の川（総延長194.0km）が大きく蛇行しながら貫流している。江の川の沿岸部では、侵食によって形成された急峻で起伏に富んだ地形になっており、その谷間や氾濫原に集落が形成されている。北西部には標高200m前後の平坦地が広がり、南西部には標高300m前後の丘陵地帯が広がっている。また、東部には標高400～700mの急峻な山々が中国山地へと連なっている。

2 面 積

総面積は282.92km²で、島根県の総面積6,707.294km²の4.2%にあたる。江の川の沿岸部及びその支流の侵食によって形成された急峻な地形が多いことから、総面積の大半を山林が占め、居住可能地の面積はわずかである。

3 気 象

気象は、山陰特有の低温多湿型で、年間の平均気温は13.5℃程度、降水量は年間1,700mm前後である。12月～3月の初旬にかけて積雪があり、近年の最深積雪量は江の川沿岸部で15cm程度となっている。また、南部の高原地帯では年平均気温が1～2℃低く、最深積雪量も江の川沿岸に比較して多くなっている。

4 人 口

人口は平成27年国勢調査によると4,900人、世帯数は2,010世帯である。平成22年の前回調査時と比較すると、人口では451人、世帯では147世帯とそれぞれが減少傾向の推移となっている。

人口の年齢構成は、0～14歳11.2%、15～64歳43.7%、65歳以上45.1%であり高齢化が進んでいる。また、5歳ごとの年齢構成をみると、若年層の流出傾向が顕著である。このような高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

5 災害記録

本町の災害の主なものは、次のとおりである。

〔邑智地域〕

年 月 日	発 生 災 害 種 別	降 雨 (雪) (cm)	被 害 の 状 況																
			人 的 被 害 (人)		民有建物 (棟)			公共建物 (棟)			建 物 被 害 額 千 円	農 地 関 係 千 円	農 作物 関 係 千 円	畜 産 関 係 千 円	山 林 関 係 千 円	商 工 業 関 係 千 円	土 木 関 係 千 円	被 害 額 合 計 千 円	
			死 者	負 傷 者	全 壊	半 壊	破 浸 損 水	全 壊	半 壊	破 浸 損 水									
昭和 38	1/22 ～ 2/28	雪 最高 324 平均 150	1	2	53	35	31	3	11	17,784	2,110	7,804	400	56,000	35,000	1,400	2,215	122,753	
40	6/26	雨 104.5					床下 10			200	3,600	830				2,860		9,480	
	7/19 ～21	雨 172.5			1		床下 4	1		1,025	14,658	400		2,735		26,025		45,023	
	7/22 ～23	雨 134.0	1	12	17	71	床上 255		1	51,750	189,914	37,126	942	52,976	109,007	151,759	5,960	597,434	
	2/21 ～29	雪 最高 248 平均 114			3	13	123			3,965	2,050	26,298	6,070	78,620	70,200	10,280	495	197,978	
44	7/1 ～8	雨					床下 1			20	24,508	5,159		10,530		14,563	20	54,800	
46	2/4	雪			15	14	床下 26		9	4,735		16,610	50	8,460	700		740	31,295	
	6/27 ～28	雨			1	1	床下 32			740	52,640	9,310		6,590	480	40,286	10	110,056	
	7/1	雨			1	2	床上 20			1,120	103,600	77,079		19,230	25,395	80,958	142	307,524	
47	7/11 ～15	雨 508			126	156	床上 277	5	5	20	1,409,775	412,770	285,092	11,390	178,426	263,085	3,541,828	609,508	6,711,799
50	7/13 ～14	雨 154		1	2	1	床上 1			13,409	87,340	248,648		100,765	4,744	575,860	5,900	1,086,666	
	8/6 ～7	雨 215	1	1	7		床上 7			59,375	200,150	291,500	720	1,594,152	55,500	1,598,840	2,660	3,082,897	
52	8/8	雨 134					床下 15			600	173,400	2,880		1,720		56,711		235,311	
55	8/28 ～31	雨 219					床上 1			2,700	47,030	8,616		8,950		73,050	100,500	240,846	
56	6/25 ～30	雨 275					床下 1			57,500		150		9,100		92,220	23,910	161,880	
58	7/20 ～23	ダム 392 役場 310					床上 1			34,860	169,000	21,898		96,750	32,300	292,800	24,508	672,116	
59	6/25 ～26	雨 119.0					床下 1			22,377	50,033					1,620	633	74,663	
60	6/21 ～ 7/14	雨 685.0					床下 13			85,000	5,298			14,611		(39,500) 113,074	9	(144,418) 217,992	

① 第4節 美郷町の地勢、災害記録等

	6/23 ～25	雨	141.0				破損1					107,632	2,780		50,745		199,330		360,487
61	7/20 ～21	雨	134.5				床上1 床下5												
62	8/5	雨	81.0									21,347	22,132		13,226		21,982		78,687
	8/31	風	—																
	10/16 ～	雨	91.0																
63	7/13 ～20	雨	321.0				破損3 床下3				1,053	(122000) 147,000	30		43,490		(92100) 159,700		(257620) 351,273
平成元	7/8 ～13	雨	238.0									47,000					6,044		53,044
	9/1 ～2	雨	191.0									109,000	30		33,000		95,000	8,100	245,130
2	8/17 ～18	雨	154.0								35,064			11,124		6,179		52,367	
3	9/27 ～28	風 雨	—	1		7	破損 127					36,617	500		10,000	1,000	655	48,772	
5	6/29	雨	126.0				床下1				11,450					85,900		97,350	
7	7/2 ～3	雨	165.0								50,000	560		14,100		79,000		143,660	
8	6/24 ～	雨	189.0								20,000					190,854		210,854	
9	7/8～	雨	328.0				床下2				30,000					95,033		125,033	
10	10/18	雨	127.0								58,420					67,586		126,006	
11	6/30	雨	141.0								52,530			5,573		24,850		82,953	
12	9/8 ～10	雨	102.0								15,951					18,086		34,037	
13	9/13 9/15	雨	124.0								9,385					34,864		44,249	
15	7/13 ～14	雨	101.0								5,566					37,194		42,760	
16	9/7	雨 風	107.0				破損 1			破損 5	2,570							2,570	

〔大和地域〕

年	発生月日	種別	被害概要
昭和8	4月30日	火災	約1km ² にわたり焼失。9戸14棟が全焼
18	9月18日	水害	死者2、負傷者1、全壊3、半壊9、流失4 道路決壊65か所、橋梁流失95か所 水稻被害も甚大
38 39	12月27日 ～ 1月25日	豪雪	降り続いた雪により、積雪が130cm～160cmとなる。交通は途絶し、電気・電話も不通となり、村は孤立状態となる。雪崩危険地帯に避難命令出される。住家の倒壊多数 県は天災融資法を適用
40	7月23日	豪雨	集中豪雨と浜原ダムの洪水調節用の浮戸の流失により江の川流域は60年ぶりの大災害となる。 大和村では、道路・耕地の崩壊埋没、かんがい用えん堤の決壊等大きな被害があり、災害救助法の適用を受けた。
47	7月9日～12日	豪雨	豪雨により村内各地で支流がはん濫、山崩れやがけ崩れが続出。江の川の水位は急上昇し、流域の集落や農作物に壊滅的な打撃を与える。 被害総額 4億9,340万

〔美郷町〕

年	発生月日	災害種別	降雨量 (雪)量 (cm)	被害の状況																	
				人的被害 (人)		民有建物 (棟)			公共建物 (棟)			建物被害額 千円	農地 関係 千円	農作物関係 千円	畜産 関係 千円	山林 関係 千円	商工業 関係 千円	土木 関係 千円	その 他 千円	被害額合計 千円	
				死 者	負 傷 者	全 壊	半 壊	破 浸	全 壊	半 壊	破 浸										
17	7/1 ～4	雨	1～2日 178/24hr 57/hr									50,000				8,600		76,600		135,200	
18	7/17 ～22	雨	累計雨量 (都賀行) 452.0	1	1	1		破損 9 床下 30				215,604	27,044			315,966		577,041		1,135,655	
19	8/22 23	雨	25/hr																4,700		
23	7/4 ～7/7	雨	累計 雨量 146.0									14,000				15,000		43,000			
24	7/5 ～6	雨	累計 雨量				床下 1					34,000				44,000		67,000		145,000	
25	8/1	雨	九日市 196/24h				床下 4					2,220				245		285,200			
	8/23	雨	小林 177/24h									0				0		55,800			
	9/4	雨	九日市 148/24h									400				0		35,300			
28	1/24 ～2/1	雪	酒谷 105(1/2 5) 都賀 73 (1/25)					破損 3			破損 1	12,487				6,020			808 (水道) 311 (下水道)	19,626	
30	7/6 ～7/7	雨	累計 雨量				床上 10 床下 11			破損 1		78,547	46,886			22,936	17,584	69,562	8,080 (農集)	235,517	

第5節 風水害被害想定

本計画は、近年の社会経済情勢の変化並びに美郷町における風水害及び事故災害等の履歴、全国的にみた各種災害の教訓・課題を反映するものとする。

1 想定災害及び被害の概況

本計画の策定にあたって、美郷町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、島根県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

島根県においては、島根県地域防災計画第3章第3「災害履歴」で示した既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年（1983年）7月20日～23日にかけての大霖（昭和58年7月豪雨、いわゆる山陰豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成3年（1991年）9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害として位置づけている。

2 風水害対策に係る想定事象

豪雨、台風等の風水害時においては、表に示すように時間経過に応じた災害状況の変化が想定される。このような状況のもとで、県、市町村、消防本部等の防災機関による警戒避難対策と住民による避難行動がなされるが、既往災害においては、これらに関して表中に示した様々な傾向・課題が指摘された。

そのため、本計画においては、このような災害事象と傾向・課題を踏まえた警戒避難体制の整備等の予防対策を事前に整備しておくとともに、災害時において迅速かつ的確な情報収集・伝達や避難対策等の初動（警戒）活動を実施できるよう応急対策計画を整備しておく必要がある。

美郷町の過去の災害記録については資料13-1～4を参照。

風水害時の災害事象と防災機関・住民の対応と警戒避難対策上の傾向・課題等（概要）

気象情報	災害事象等	防災行政機関の防災活動等			住民の避難行動等	
		活動体制	防災活動	活動に際しての傾向・課題	避難行動	行動に際しての傾向・課題
降雨状況	気象注意報発表	情報連絡体制	関係者・機関との情報連絡	「警報慣れ」があると、意識や体制が弱体化する（責任者の帰宅、体制の縮小）		
	気象警報（大雨警報等）発表	災害警戒本部				
降雨開始			警戒巡視			
豪雨開始	側溝があふれる。小川の氾濫が始まる			降雨状況や災害事象の進展状況を隨時必要地点から収集し、意思決定に結び付ける手段がない場合には、災害危険の進展を的確に把握できず、以下の連の体制確立、意思決定に遅れが生じる	小川の氾濫、側溝からの水の溢れ等に警戒を始める	
	低地の冠水始まる。小崩壊が発生し始める		動員開始	上述の意思決定支援手段のないところでは招集時期が遅れ、冠水・崩壊発生で参集に困難を伴う		
豪雨	床下浸水が始まる。小崩壊が多くなる			この時点では浸水危険だけでなく、土砂災害危険に対しても避難の勧告・指示が必要であるが、降雨や崩壊状況等の情報の欠如や遅延のため、意思決定は大幅にずれ込む	浸水状況をみながら避難する。川沿いの住民には早めに避難する者も出てくる	豪雨、浸水のため避難時の歩行に困難を伴う急な出水、勢いのある流水では被災する恐れがある
継続	床上浸水が始まる。車両流出始まる。小崩壊頻発	災害対策本部	浸水危険のある地域住民に避難準備のよびかけ、避難勧告	上述の意思決定支援手段のないところでは災対本部は事態がかなり悪化した段階で設置される傾向にある。広報車での避難の準備・勧告等の広報は、広報能力（車両台数）や道路冠水等のため制約されたものとなる。また、豪雨のため屋内にいる人には良く聞き取れない（屋外同報無線の場合も同様の問題がある）。この時点では参集は極めて困難になり、動員職員は少数にとどまる		
	土砂災害・出水による死者が出始める			上述の意思決定支援手段がないところでは、土砂災害発生の通報を受けて土砂災害危険地域住民に避難の勧告・指示等を行うところも多い		
豪雨	(電話がふくそう、各地で停電発生)		土砂災害発生地域に職員派遣	参集職員数が少数であることや道路事情の悪化により派遣可能職員数は少数にとどまる		
継続	床上浸水広域に及ぶ。崩壊が頻発し、各地で土砂災害が発生		土砂災害危険地域住民への避難の勧告・指示。避難誘導	この時点では、住民への避難のよびかけ、勧告は広報車では不可能。豪雨のため屋外同報無線は家屋内にいる人には聞こえない。戸別受信機等の屋内拡声方式の伝達手段がない場合には、住民への伝達は極めて厳しいものになる。住民の避難誘導等の活動は、現地付近の消防団員等に期待することとなるが、二次災害のおそれもあり、活動は極めて制限されたものとなる。その結果、住民の自主避難にまかせざるを得ない状況が各地で出現する	異常降雨、水の渦り、異常な音等土砂災害の前兆等を覚知した地域では自主避難に成功するところもある	土砂災害危険地域住民は危険が具体的に見えないため避難を済む者がいる。特に高齢者等災害時要援護者にその傾向が強い。 豪雨、出水、土砂流出、夜間等により、避難行動には大きな困難を伴う降雨の異常性や土砂災害の前兆等を覚知しえなかった土砂災害危険地域では被災の可能性が高まる

第6節 事故災害被害想定

本計画において想定する事故災害及び雪害の概要及び規模等を以下に示す。

1 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、空港周辺、あるいは県内の山林及び周辺海域等に墜落したこと等により、多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

2 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

3 危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

4 大規模な火事災害

島根県地域防災計画（震災編）における地震火災（島根半島沖合（F56）断層の想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火となる。このほか、強風乾燥下のもとでの大規模火事災害についても想定する。

5 林野火災

強風、乾燥のもとで、焼失面積が20haを超えるきわめて大規模な林野火災となり、そのために他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難勧告を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

6 鉄道災害

信号無視等の原因による単線上の列車同士の衝突事故や落石、土砂崩れ、雪崩、車両故障、踏み切り横断や道路からの転落による自動車との接触等の原因による列車の脱線・転覆事故などが発生し、乗客、沿線住民・施設等に多大な被害が生じた災害、また、山間部等の事故発生により救出・搬送が困難、あるいは死傷者が多数発生するなどのため消防機関や自衛隊への応援要請が必要となり、複数の病院が受け入れ体制をとる必要が生ずる程度の災害を想定する。

7 雪害

昭和38年1月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪氷のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和38年1月豪雪では、昭和37年12月30日から、翌年2月6日まで39日間連続降雪により、記録的な豪雪となった。島根県下の被害は、次のとおりである。

- ・人的被害死者33人、負傷者53人
- ・住家被害全壊204棟、半壊455棟、一部損壊1,094棟
- ・非住家被害全壊555棟、半壊433棟
- ・り災世帯577世帯、り災者2,237人

第7節 地震被害想定

島根県は、平成28年度から29年度の2か年にわたって、地震災害を予測するため、県内に大きな地震が発生した場合を想定した「島根県地震被害想定調査」を実施した。また、平成29年3月には津波浸水想定区域の設定に伴い、見直しに着手。平成30年3月に島根県地震・津波被害想定調査を公表した。町は、この調査結果を踏まえ、町地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する。

1 想定地震の設定

想定地震は、以下の10地震を設定している。

	想定地震名	マグニチュード(Mj)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	島根半島沖合(F56)断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

注) マグニチュード(Mj):気象庁マグニチュード

○:想定対象、—:想定対象外

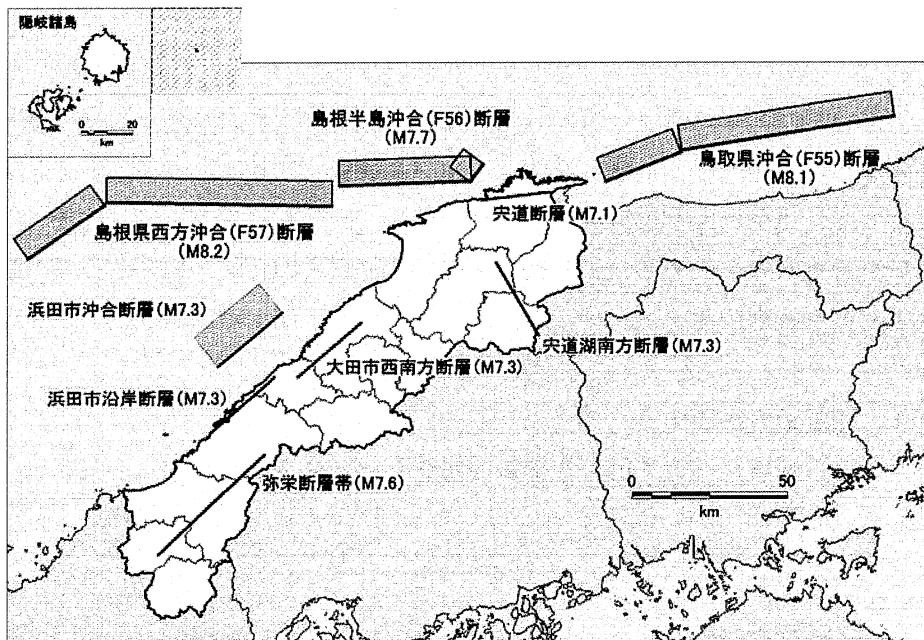
(島根県地震・津波被害想定調査報告書より)

震源断層位置図

陸域の地震

(地震動の想定に
用いた断層の位置図)

<海域の地震で地
震動も想定した地
震の断層も合わせ
て図示>



(島根県地震・津波被害想定調査報告書より)

2 想定される被害の概要

10の想定地震のうち、本町を含む邑智郡（旧桜江町を含む。以下この節において同じ。）最も大きな影響を及ぼすと考えられる「大田市西南方の地震」の被害想定結果を、地震防災対策を構築するための基礎資料とする。

(1) 地震動、液状化

ア 震度

震源直上から東側にかけて震度6強を示す。また、震度6弱は、多伎町西部より大田市・江津市の全域に分布し、出雲平野まで及んでいる。町域では旧邑智町が6強～5強、旧大和村では5弱と予測されている。

イ 液状化危険度

出雲平野一帯は発生危険度がかなり高い。また、大田市から出雲市にかけて発生危険度がかなり高い所が点在する。本町においては、危険度がかなり高い所がある。

(2) 物的・人的被害

邑智郡は、崖・斜面被害が大きいと予測される。特に崩積土層の厚く分布する地域もあり、斜面崩壊の発生箇所数が多くなると予測され、地すべり発生危険度が高い。

想定区域における被害想定結果をまとめると、次のとおりである。平素より建物の耐震診断、補強工事による耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策を講じる等の対策が必要不可欠である。

■大田市西南方の地震による想定結果（県）

種別	被害項目	被害単位	冬5時	秋12時	冬18時
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	96		
		危険性が高い地すべり地（箇所）	73		
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）	-		
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	251	210	251
		半壊数（棟）	2,579	2,419	2,579
	液状化による建物被害	全壊数（棟）	212		
		半壊数（棟）	570		
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）	128		
		半壊数（棟）	299		
	津波による建物被害		想定なし		
	被害合計	全壊数（棟）	591	550	591
		半壊数（棟）	3,448	3,288	3,448
地震火災	出火	出火件数（件）	0	1	3
	延焼	焼失棟数（棟）	1	3	13
人的被害	建物倒壊による	死者数（人）	3	3	3

	死傷者	負傷者数(人)	125	92	103
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	9	4	5
		負傷者数(人)	165	70	97
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	0		
		負傷者数(人)	6	4	4
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	0		
		負傷者数(人)	0	5	6
	津波による死者	死者数(人)			想定なし
	火災による死傷者	死者数(人)	0	0	1
		負傷者数(人)	0	1	2
	被害合計	死者数(人)	12	7	9
		負傷者数(人)	296	172	212
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)		4,905	
	下水道	影響人口(人)		1,141	
	通信	不通回線数(件)		185	
	電力	停電件数(件)		922	
	都市ガス	供給支障件数(件)		—	
	LPガス	供給支障件数(件)		103	
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)		1	
	鉄道	不通区間(駅間数)		—	
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		24	
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)		4,817	
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)		2,594	
	帰宅困難者	(人)		41,182	
	食料不足	食料(食/日)		17,341	
	震災廃棄物	発生量(千トン)		128	
	災害用トイレ	必要個数(基)		25	
	エレベータ停止	停止台数(基)		422	
	医療機能	入院・重傷者数(人)		6	
	重要施設	危険性が高い施設 (件)		—	
経済被害	孤立集落の発生	(地区)		—	
	直接経済被害	(億円)		804	
	間接経済被害	(億円)		1,212	

第8節 減災目標

1 策定の趣旨

地震発生そのものを防ぐことは、不可能であるが、大規模地震による被害を想定し、必要な対策を講じることによって、被害の最小化を図ることは可能である。このため、島根県は国の地震防災戦略を踏まえ、島根県地震被害想定調査により想定された人的被害（死者数）及び経済被害の軽減に関する目標（減災目標）や、その達成のための対策項目に係る目標（具体目標）などを盛り込んだ、「島根県地震・津波防災戦略」（以下「戦略」）を策定しており、この戦略は、行政機関のみならず、広く県民や事業者等の理解・協力を得ながら、県内が一体となって取組を進めようとするものである。

町は今後、この戦略に沿って防災活動を進め、県が示した減災目標の達成に努めるものとする。

2 計画期間

平成25年度から平成34年（10年間）

3 減災目標

「島根県は、災害犠牲者ゼロを目指します。」

計画期間内では、鳥取県沖合（F55）断層の地震による死者数を6割以上、島根半島沖合（F56）断層地震による経済被害額（直接被害額）を4割以上減少させます。

また、島根県西方沖合（F57）の地震の津波による死者数をゼロにします。

4 主要項目

人的被害及び経済被害を軽減するための主な対策項目等については「島根県地震・津波防災戦略」を参照。

